

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和5年3月23日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

組織の見直しをするため。

立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(職の設置及び職務)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>4 事務局に<u>統括指導主事及び指導主事</u>を置く。<u>統括指導主事及び指導主事</u>は、<u>教育長の命を受けて学校の教育に係る特定事項の指導に関する事務に従事する。</u></p> <p>5～7 ……略……</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 教育総務課 ……略…… 学務課 ……略…… 指導課 ……略…… 教育支援課 管理係 (1)～(7) ……略……</p> <p>(8) 課内他の係に属しないこと。 就学相談係 (1)～(9) ……略……</p>	<p>(職の設置及び職務)</p> <p>第3条 ……略……</p> <p>2及び3 ……略……</p> <p>4 事務局に<u>主任指導主事、統括指導主事及び指導主事</u>を置く。<u>主任指導主事、統括指導主事及び指導主事</u>は、<u>教育長の命を受けて学校の教育課程、学習指導その他学校教育に係る特定事項の指導に関する事務に従事する。</u></p> <p>5～7 ……略……</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 第2条に規定する組織の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 教育総務課 ……略…… 学務課 ……略…… 指導課 ……略…… 教育支援課 管理係 (1)～(7) ……略……</p> <p>(8) <u>特別支援教育に係る補助に関すること。</u> (9) 課内他の係に属しないこと。 就学相談係 (1)～(9) ……略……</p>

(10) <u>特別支援教育に係る補助に関すること。</u>	教育相談係 ……略……
学校給食課	学校給食係 ……略……
管理係	管理係 ……略……
(1)～(4) ……略……	
(5) <u>調理場校の喫食数の管理に関すること。</u>	
(6) <u>調理場校の学校給食費の決定及び徴収に関すること。</u>	
(7) <u>学校給食運営審議会に関すること。</u>	
(8) <u>中学校給食に係る企画及び調整に関すること。</u>	
(9) <u>中学校給食に係る給食費の経理に関すること。</u>	
(10) <u>調理場の維持管理及び運営に関すること。</u>	
(11) <u>調理場 P F I 事業者との連絡及び調整に関すること。</u>	
(12) <u>調理場の視察及び見学会に関すること。</u>	
(13) <u>課内他の係に属しないこと。</u>	
給食係 ……略……	給食係 ……略……
生涯学習推進センター ……略……	生涯学習推進センター ……略……
2 ……略……	2 ……略……

教育相談係 ……略……	教育相談係 ……略……
学校給食課	学校給食係 ……略……
管理係	管理係 ……略……
(1)～(4) ……略……	
(5) <u>調理場の給食費の経理に関すること。</u>	
(6) <u>学校給食運営審議会に関すること。</u>	
(7) <u>中学校給食に係る企画及び調整に関すること。</u>	
(8) <u>中学校給食に係る給食費の経理に関すること。</u>	
(9) <u>調理場の維持管理及び運営に関すること。</u>	
(10) <u>調理場 P F I 事業者との連絡及び調整に関すること。</u>	
(11) <u>調理場の視察及び見学会に関すること。</u>	
(12) <u>課内他の係に属しないこと。</u>	
給食係 ……略……	給食係 ……略……
生涯学習推進センター ……略……	生涯学習推進センター ……略……
2 ……略……	2 ……略……

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。